

●申出ができる方の範囲や必要書類

審判傍聴		少年審判の傍聴を希望される方へ
申出ができる方	未成年の故意の犯罪行為や過失運転致死傷などの交通事故によって、亡くなつた方のご遺族（配偶者、直系の親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）	1 少年審判の傍聴をするには、申出が必要です。
必要書類等	①被害を受けた方が生命に重大な危険のある傷害を負った場合 ②被害を受けた方の法定代理人（親権者など） ③被害を受けた方が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、被害を受けた方の配偶者、直系の親族、兄弟姉妹	2 少年審判で見聞きしたことを、正当な理由がないのに他の人に漏らしたり、これを使って関係者のプライバシーを害したりすることは、法律上全く禁じられています。
申出ができる期間	*弁護士に依頼して申出をすることもできます。 ①申出をする方の身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ②印鑑 *上記のほか、被害を受けた方との関係が分かるもの（戸籍謄本など）や被害を受けた方の診断書など、資料の提示をお願いすることができます。	3 事件によっては、審判期日が開かれないで家庭裁判所の手続が終了する（検察官送致決定など）ことがあります。その場合には、少年審判の傍聴はできません。
手数料 不要		

少年審判の傍聴を希望される方へ

- 少年審判の傍聴をするには、申出が必要です。
- 少年審判で見聞きしたことを、正当な理由がないのに他の人に漏らしたり、これを使って関係者のプライバシーを害したりすることは、法律上全く禁じられています。
- 事件によっては、審判期日が開かれないで家庭裁判所の手続が終了する（検察官送致決定など）ことがあります。その場合には、少年審判の傍聴はできません。



～少年審判の傍聴について～

少年犯を受けて被害

家庭裁判所

(令和2年10月 最高裁判所)

リサイクル適性
この印刷物は、印用の際、
リサイクルできます。

※申出書が家庭裁判所に備え付けてありますので、ご利用ください。

手続の流れ

(少年審判を傍聴することができる場合)

一定の重大事件については、申出により、被害者やご遺族の方に、少年審判の傍聴が認められます。

どのような事件の被害者が審判を傍聴することができるのですか？

A1 少年の故意の犯罪行為や過失運転致死傷などの交通事故などによって、被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険のある傷害を負つたりした事件の被害者等が対象となります（裏面「申出ができる方」欄を参照してください）。

○故意の犯罪行為の例としては、殺人、傷害致死、傷害などが挙げられます。

※ただし、少年が事件当時12歳に満たなかつた場合には、法律により傍聴が認められません。

Q2 審判の傍聴の申出は、いつまでにすればよいのですか？

A2 傍聴が認められるかどうかの判断をするために日数がかかることがありますので、傍聴を希望される場合には、なるべく早めに申出をするようにお願いします（審判期日の間近に申出がされた場合には、傍聴が許されないこともありますので、ご注意ください。）。

事件の発生

警察官や検察官などから事件が家庭裁判所に送られます（送致）。

家庭裁判所

審判の傍聴の申出

※申出書が家庭裁判所に備え付けられています。

審判の傍聴が認められるかどうかを裁判官が判断

判断結果の通知

※認められた場合は、審判期日も併せてお知らせします。

審判期日当日（傍聴）



Q3 申出をすれば、必ず審判を傍聴できるのですか？

A3 審判の傍聴は、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるとときに許されます。不相当と認める場合には許されません。

なお、審判の傍聴が許された期日であっても、審判の状況によつては審判廷から一時的に退室していただくこともあります。

Q4 傍聴をするのは不安なのですが、だれかに付き添つてもらうことができるのですか？

A4 傍聴をすることに著しく不安や緊張を覚えているおそれがあると家庭裁判所が認めるときは、その不安や緊張を緩和するのにふさわしい方に付き添つてもらうことができますので、家庭裁判所にご相談ください。